報告第２５号

国民健康保険事業の取扱いの報告について

国民健康保険事業の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成１５年１２月４日　提　出

修善寺町外３町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

１９ 国民健康保険事業の取扱いの報告について
報告事項及び調整結果［※］ (7) 保健事業は、合併時までに調整し、統一する。 ※保健事業は、次のとおり実施する。 ア 人間ドック事業は、対象を 20 歳以上 75 歳未満（老人医療受給者は除く）とする。自己負担金は受診した経費の 3 割とする。 イ 医療費通知は、年 6 回送付する。 ウ 訪問事業は、天城湯ケ島町・中伊豆町の例により統一する。 エ 高齢者健康指導事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。